●不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位:百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日			
破綻先債権額	318	361			
延滞債権額	16,604	15,347			
小計	16,923	15,709			
3ヵ月以上延滞債権額	_	17			
貸出条件緩和債権額	1,883	1,556			
合 計	18,807	17,283			

(注) 1.破綻先債権 法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者ないしは手形交換所において取引停止処分を受けた債務者で、未収利息を収益不計上として いる貸出金です。

2.延滞債権 未収利息を収益不計上としている貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出

金以外の貸出金です。

3.3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄など)を実施した貸出金で破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位:百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小 計		正常債権		슴 計	
	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日
債権額(a)	2,818	1,893	14,117	13,841	1,883	1,573	18,819	17,309	403,837	413,977	422,657	431,286
担保等保全額 (b)	2,325	1,534	9,338	9,214	622	606	12,286	11,356	229,841	228,804	242,128	240,160
未保全額 (a) - (b)	492	358	4,779	4,627	1,261	967	6,533	5,953	173,995	185,172	180,529	191,126
引 当 額	492	358	1,715	1,789	22	47	2,229	2,196	1,004	682	3,234	2,878
引当率%	100.00	100.00	35.88	38.67	1.78	4.95	34.13	36.89	0.57	0.36	1.79	1.50

(注) 1.破産更生債権及び 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立で等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権で これらに準ずる債権 す。

2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.要管理債権 3ヵ月以上延滞債権 (「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く)及び貸出条件緩和債権 (「破産更

生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「3ヵ月以上延滞債権」を除く)です。

4.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位:百万円)

	破 綻 先 債 権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合	計
	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日
債 権 額 (a)	321	378	2,497	1,515	14,117	13,841	16,935	15,735
担保等保全額(b)	304	336	2,021	1,198	9,338	9,214	11,664	10,749
未保全額(a)-(b)	16	42	475	316	4,779	4,627	5,271	4,985
引 当 額	16	42	475	316	1,715	1,789	2,207	2,148
引 当 率 %	100.00	100.00	100.00	100.00	35.88	38.67	41.87	43.08

(注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先(破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)に対する債権です。

2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。

3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者に対する債権です。